

## 香料の健康影響に関する調査及び病院・保育園・学校等における香料 自粛に関する意見書

近年の「香り」ブームの中、香料入りの柔軟仕上げ剤や消臭除菌スプレーなどによって、深刻な健康被害を受ける人が急増している。これらの香り商品には香料を初め、幾つもの揮発性の化学物質が含まれており、これらが化学物質過敏症を発症する引き金となっている。「香り」物質を含む製品は、柔軟仕上げ剤、消臭芳香剤、除菌スプレー、制汗剤・整髪料、床ワックス・塗料、防虫剤、接着剤などがある。香料等は、業界による自主規制はあるものの、日本では、具体的な法的規制はなく、香料によって引き起こされるさまざまな症状に苦しむ人の多くが問題の解決に多大な困難を感じている。

香りによる被害は、たばこの受動喫煙と同様、みずからは使用してはいない製品によって被害を受けることが多い。家庭にいても隣家の洗濯物から、あるいは学校、職場等で同室の人の使用する香料に暴露して健康を害されてしまう。化学物質過敏症になれば微量でも発症することが多く、健康で文化的な生活を送る権利や教育を受ける権利、勤労の権利が侵害されて苦しんでいる人がたくさんいる。

必要な対策のために、まずは実態把握や香料の健康影響に関する調査・研究を行うなど香料の規制に向けて一歩でも取り組みを進めるべきである。また保育園や病院、福祉施設、学校等、乳幼児や児童・生徒、病人、高齢者など化学物質の影響を受けやすい薬剤弱者が長時間を過ごす施設において、香料に暴露して健康を害されることがないように、今すぐにできる対策に取り組み、これ以上の被害者を出さない取り組みが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「香害」による被害発生を減らし、現在発症している化学物質過敏症患者への理解を求めため、下記の要望をする。

### 記

- 1 香料の健康影響に関する啓発や、香料の規制に必要な調査・研究を行うこと。その際、どのような観点からの規制が必要かなどを検討しながら、さまざまなアプローチを考え、必要な調査・研究を行うこと。
- 2 香料暴露による健康被害の実態を調査すること。被害者のみならず、香料含有製品のおいによる健康被害の有無や症状の内容や程度等について児童・生徒への悉皆調査など、実態把握のための調査を行うこと。
- 3 厚生労働省内シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会で、香料を重要なVOC発生源として継続して検討を行い、香料物質について室内濃度指針値を設定することができるよう、必要な調査・研究を行うこと。

- 4 保育園、病院、福祉施設、学校等では、芳香剤や、清掃業務において香料を含む製品を使用しないこと、及び売店等で香りの強い製品は販売せず、無香料の製品を取り扱うよう、各施設に要請すること。
- 5 保育園、病院、福祉施設で働く職員等関係者や施設利用者、来訪者、保育園児や児童福祉施設等を利用する子どもたち及び保護者等に、強い香りの着香製品の使用を自粛するよう、ポスター掲示やプリント配布によって呼びかけを行うこと。特に、現実に香料暴露による被害者がいることや、香料暴露によるさまざまな健康被害の可能性についても啓発すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月27日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重